

事業者各位

枚方市総務部契約課長

令和6年度入札・契約制度の改正について

本市では、これまでも、入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るとともに、適正な履行確保と事務の効率化を目指して、入札・契約制度の検討を行い、必要に応じて制度改正を行っています。

令和6年度(一部は、令和7年度)においては、入札不調・中止への対応、受注機会の確保のための取組等を内容とする制度改正を下記のとおり実施しますので、お知らせします。

記

1. 改正内容

(1) 入札不調・中止への対応について

① 制限付き一般競争入札における1者入札を中止しない場合の拡大

事業の円滑な履行を図り、市民サービスの向上につなげるため、これまで入札を中止としていた、市内業者又は準市内業者を対象とする制限付き一般競争入札の1度目の発注で、入札参加者が1者となったものについて、入札を中止しないこととします。

② 制限付き一般競争入札における入札参加対象の見直し

同時に多くの案件を発注し、入札参加者がなく、中止となった場合においても、市内業者の受注機会の拡大を図るため、2度目以後の発注時における入札参加対象も市内業者のみとする場合があることとします。

また、予定価格500万円以上の工事について、同時に多くの案件を発注しなければならない場合は、当該案件を制限付き一般競争入札の入札参加及び受注制限件数の対象外とする場合があることとします。

③ 不落随契の活用

入札の結果、予定価格の範囲内の入札がなく、予定価格を超える入札があった場合に、次のとおり不落随契を活用します。

	見直し後	現行
対象の業務	工事及び設計コンサルタント等業務	工事
対象の案件	2度目以後の発注案件	制限付き一般競争入札の2度目以後の発注案件
要件	再度入札の結果、落札者がなく、かつ、市民生活に影響がある等、事業内容に急迫性が認められ、又は予算の繰越等を要し、若しくは補助金等の獲得に影響がある場合	再度入札の結果、落札者がなく、かつ、市民生活に影響がある等、事業内容に急迫性が認められる場合
協議対象	予定価格からの乖離が一定の範囲内の者	最低価格入札者

④ 制限付き一般競争入札の対象の拡大

入札参加者の増加を図り、入札における更なる競争性の確保及び向上を図るため、これまで指名競争入札によっていた案件を、制限付き一般競争入札の対象とします。ただし、市内業者の受注機会の拡大を図る観点から、一部の案件については、現行どおりとします。

	見直し後	現行
工事	予定価格 <u>130 万円超</u> の案件※	予定価格 <u>250 万円以上</u> の案件
建設コンサルタント等業務	予定価格 <u>50 万円超</u> の案件	予定価格 <u>500 万円以上</u> の案件
その他委託	・ 予定価格 500 万円以上の案件 ・ <u>市外業者までを対象とする、予定価格 350 万円以上 500 万円未満の案件</u>	予定価格 500 万円以上の案件
賃貸借	・ 予定価格 2,000 万円以上の案件 ・ <u>市外業者までを対象とする、予定価格 40 万円超の案件</u>	予定価格 2,000 万円以上の案件

※ 発注標準（総合点数・P点の条件）は、現行どおりとします（発注標準において「250万円以上」としている部分は、「130万円超」に変更します。）。

⑤ 制限付き一般競争入札の発注頻度の見直し

工事、建設コンサルタント等業務及び委託の制限付き一般競争入札の発注頻度を、毎月1回から、毎月1～2回に見直します。

なお、発注スケジュールは、例年と同時期に公表します。

(2) 同時受注防止方式の導入について

特定の事業者と同時に受注が集中することを防止し、より多くの事業者の受注機会と、履行の品質水準の確保を図るため、次のとおり同時受注防止方式を導入します。

① 希望型同時受注防止方式

同日の入札で複数の案件を落札した場合において、当該事業者が、その全てを受注すれば履行の品質水準の確保が困難となると判断したときは、入札価格が低い案件から順に辞退することができることとします。

② くじ案件同時受注防止方式

同日の入札でくじにより1案件を落札した者は、その後の同業種の案件においてくじによる落札者の決定となった場合に、当該その後の入札を辞退したものとみなすこととします。

(3) 低入札価格調査制度の対象の見直しについて

低入札価格調査制度の対象を次のとおり見直します。

	見直し後	現行
その他委託	<ul style="list-style-type: none">・ 予定価格が1億円以上の入札・ 総合評価一般競争入札	<ul style="list-style-type: none">・ 予定価格 <u>(契約期間が複数年度にわたる場合は、12月当たりの予定価格)</u> が1億円以上の入札・ 総合評価一般競争入札

(4) 入札参加有資格者登録に係る見直しについて

① 登録受付期間の見直し

補充（入札参加有資格者名簿の有効期間中に登録区分（工事・建設コンサルタント等・その他委託・物品等）のいずれかに新たに登録すること）及び業種追加（登録区分内で業種を追加すること）の登録について、6月に1回等の定期受付から、随時受付に変更します。詳しくは、別途、契約課ホームページでお知らせします。

② 市内業者及び準市内業者の要件の見直し

市内業者及び準市内業者の要件について、市内に拠点の実態があることを確認するため、本市の市民税の納税義務者であること（法令の規定により非課税である者は対象外とします。）を追加します。詳しくは、別途、契約課ホームページでお知らせします。

③ 登録可能業種数の見直し

委託について、より専門性を有し、より適正な履行がされる事業者間での適正な競争性を確保することにより、よりよい調達を図るため、登録可能業種数を8業種から7業種に変更します。

2. 実施時期

(1)から(3)までは、令和6年4月1日以後に発注公告又は指名をする案件から実施します。

(4)①は令和6年4月1日から実施します。

(4)②及び③は令和7年4月1日からの入札参加有資格者名簿への登録分から実施します。